



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則 2
 大和高田市農業委員会の委員等の実績報酬の支給に関する規則の一部を改正する規則（農業委員会） 2

訓令 2
 大和高田市議会用車両リース契約事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（議会総務課） .. 2
 大和高田市立病院建替え候補地検証委員会設置要綱（市立病院財務企画課） 3

告示 5
 放置自転車の移動、保管（生活安全課） 5
 公示送達（収納対策室） 6
 公示送達（収納対策室） 6
 公示送達（収納対策室） 7
 公示送達（収納対策室） 7
 令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第6号）の要領の公表（財政課） 7
 公示送達（保険医療課） 8
 3月定例議会の招集（財政課） 9
 大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱を廃止する告示（住宅課） 9
 大和高田市ブロック塀等撤去改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示（住宅課） 9
 公示送達（保健医療課） 14
 公示送達（収納対策室） 14
 公示送達（収納対策室） 15
 公示送達（収納対策室） 15

公告 16
 大和高田市立病院 放射線システムハードウェア保守業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（市立病院管理課） 16
 農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課） 18

教育委員会 19
 大和高田市教育委員会2月定例委員会の招集（教育総務課） 19

選挙管理委員会 19
 大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会） 19
 大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会） 19

監査委員 20
 定期監査の実施結果（監査委員） 20

農業委員会 20
 大和高田市農業委員会3月定例委員会の招集（農業委員会） 20

公営企業 21
 水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課） 21

水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課） 21
 配水管布設替工事（S06）に関する条件付き一般競争入札公告（事後審査型）（水道工務課） . 21
 配水管布設替工事（S05）に関する条件付き一般競争入札公告（事後審査型）（水道工務課） 25

規 則

規則第1号

大和高田市農業委員会の委員等の実績報酬の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市農業委員会の委員等の実績報酬の支給に関する規則の一部を改正する規則
 大和高田市農業委員会の委員等の実績報酬の支給に関する規則（平成31年規則第15号）の一部
 を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号中「規定する」を「規定する委員等の」に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

訓 令

訓令第2号

大和高田市議会用車両リース契約事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年2月5日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会用車両リース契約事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱
 （設置）

第1条 大和高田市議会用車両リース契約に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定を
 プロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市議会用車両リース契約事業者選定プ
 ロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 企画提案書等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 議会事務局長
- (2) 総務部長
- (3) 総務課長
- (4) 法務課長
- (5) 議会総務課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、議会事務局長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、議会事務局議会総務課の職員において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

訓令第3号

大和高田市立病院建替え候補地検証委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年2月5日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立病院建替え候補地検証委員会設置要綱
(設置)

第1条 大和高田市立病院の建替え候補地の検証を実施するため、大和高田市立病院建替え候補地検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 大和高田市立病院の建替え候補地の検証に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市立病院副院長のうち市立病院長が指名する者
- (2) 市立病院事務局長
- (3) 市立病院看護局長
- (4) 市立病院技術局長
- (5) 未来まちづくり局理事
- (6) 総務部長
- (7) 環境建設部長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市立病院副院長のうち市立病院長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、市立病院事務局長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会は、第2条に規定する所掌事項の詳細を検討するため、部会を設置する。

2 部会に部会長を置き、市立病院事務局次長をもって充てる。

3 部会員は、未来まちづくり局課長、財政課長、財政課参事、営繕課長、市立病院財務企画課参事、市立病院管理課長その他委員長が必要と認める職員をもって充てる。

4 部会は、委員長の指示により部会長が招集する。

5 部会長は、会議の結果を委員会に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該関係人から意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市立病院財務企画課において処理する。

（委任）

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第5号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和6年2月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和6年1月4日			1							
令和6年1月30日	1									

（2） 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和6年1月25日	大和高田市東中2丁目7-23先	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第6号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年2月6日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
令和5年10月13日

- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第7号

令和5年度市県民税第3期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年2月6日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
令和5年度市県民税 第3期 令和5年11月28日

- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第8号

令和5年度軽自動車税全期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年2月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和5年度軽自動車税全期分 令和5年10月27日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第9号

令和5年度国民健康保険税第3期～5期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年2月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和5年度国民健康保険税第3期 令和5年10月24日

令和5年度国民健康保険税第4期 令和5年11月22日

令和5年度国民健康保険税第5期 令和5年12月22日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年2月8日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和6年2月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度大和高田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,629,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		7,285,764	327,000	7,612,764
	2. 国庫補助金	2,717,226	327,000	3,044,226
補正されなかった科目に係る額		24,016,536	0	24,016,536
歳入合計		31,302,300	327,000	31,629,300

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,889,833	327,000	3,216,833
	1. 総務管理費	2,327,813	327,000	2,654,813
補正されなかった科目に係る額		28,412,467	0	28,412,467
歳出合計		31,302,300	327,000	31,629,300

第2表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業	327,000

告示第11号

令和5年度後期高齢者医療保険料3～5期督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保医療グループ（医療担当）で保管し、送達を受けるべ

き者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年2月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 この督促状の発送年月日

令和6年1月24日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第12号

令和6年3月1日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和6年2月22日

大和高田市長 堀内 大造

告示第13号

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年2月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱を廃止する告示

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成21年告示第74号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

告示第14号

大和高田市ブロック塀等撤去改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年2月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市ブロック塀等撤去改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市ブロック塀等撤去改修工事補助金交付要綱（平成30年告示第110号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

第1条中「撤去等」を「撤去」に改める。

第2条第3号を削る。

第3条第1項中「ブロック塀等の撤去工事及びブロック塀等の撤去を伴う軽量フェンス等の設置工事（以下「ブロック塀等撤去改修工事」という。）を「ブロック塀等撤去工事」に改め、同条第2項中「ブロック塀等の撤去工事」を「ブロック塀等撤去工事」に改め、同条第4項を削る。

第4条第1項中「は、ブロック塀等撤去改修工事」を「（以下「補助対象者」という。）は、ブロッ

ク塀等撤去工事」に改め、同条第2項中「補助金の交付対象となる者」を「補助対象者」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条を次のように改める。

（補助金の額）

第5条 ブロック塀等撤去工事の補助対象経費は、撤去費（基礎部分を含む。）、廃棄物積込費、廃棄物運搬費、廃棄物処分費、仮設費及び諸経費とする。

2 補助金の額は、次のうちいずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助限度額を100,000円とする。

第6条中「ブロック塀等撤去改修工事補助金交付申請書」を「ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書」に、「ブロック塀等撤去改修工事に」を「ブロック塀等撤去工事に」に改め、同条第3号中「ブロック塀等撤去改修工事」を「ブロック塀等撤去工事」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第7条第1項中「ブロック塀等撤去改修工事補助金交付決定通知書」を「ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書」に改め、同条第3項中「ブロック塀等撤去改修工事補助金不交付決定通知書」を「ブロック塀等撤去工事補助金不交付決定通知書」に改める。

第8条第1項中「ブロック塀等撤去改修工事変更届」を「ブロック塀等撤去工事変更届」に改め、同条第2項中「、ブロック塀等撤去改修工事」を「、ブロック塀等撤去工事」に、「ブロック塀等撤去改修工事中止届」を「ブロック塀等撤去工事中止届」に改める。

第9条中「ブロック塀等撤去改修工事完了後、ブロック塀等撤去改修工事完了報告書」を「ブロック塀等撤去工事完了後、ブロック塀等撤去工事完了報告書」に、「2月末日」を「12月末日」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「ブロック塀等撤去改修工事」を「ブロック塀等撤去工事」に改める。

第10条第1項中「ブロック塀等撤去改修工事補助金交付額確定通知書」を「ブロック塀等撤去工事補助金交付額確定通知書」に改め、同条第2項中「ブロック塀等撤去改修工事補助金交付請求書」を「ブロック塀等撤去工事補助金交付請求書」に改める。

第11条第1項第4号中「ブロック塀等撤去改修工事」を「ブロック塀等撤去工事」に改める。

様式第1号中「ブロック塀等撤去改修工事補助金交付申請書」を「ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書」に改め、「印」を削り、

「

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事 <input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事	
申請地（地番表示）	大和高田市	
申請者の分類	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の所有者 （ <input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 所有者から同意を得た者 <input type="checkbox"/> 建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する管理者	
の概 要 撤 去 す る ブ ロック 塀 等	ブロック塀等の構造	<input type="checkbox"/> れんが造 <input type="checkbox"/> 石造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	ブロック塀等の種類	<input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> 塀+フェンス <input type="checkbox"/> 門柱

	面している避難路等の種類	<input type="checkbox"/> 道路法による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路 <input type="checkbox"/> 市管理道路 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	設置場所の確認	<input type="checkbox"/> 適法な場所に設置 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項の道路上に設置
設置する軽量フェンス等の概要	軽量フェンス等の種類	<input type="checkbox"/> 目隠しフェンス <input type="checkbox"/> メッシュフェンス <input type="checkbox"/> ネットフェンス <input type="checkbox"/> その他のフェンス（ ） <input type="checkbox"/> アルミ製門扉 <input type="checkbox"/> アルミ製門柱
	軽量フェンスの設置方法	<input type="checkbox"/> 基礎コンクリート+軽量フェンス（高さ m） <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造の塀（高さ m）+軽量フェンス（高さ m） <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造の塀（高さ m）+軽量フェンス（高さ m）
	軽量フェンス等の概要	製造業者名： 商品名・品番・寸法（W×H）： 軽量フェンスの重量： kg/m ²
工事予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日
改修工事予定金額		円

」を

「

申請地（地番表示）		大和高田市
申請者の分類		<input type="checkbox"/> ブロック塀等の所有者 （ <input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 所有者から同意を得た者 <input type="checkbox"/> 建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する管理者
の撤去するブロック塀等の概要	ブロック塀等の構造	<input type="checkbox"/> れんが造 <input type="checkbox"/> 石造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	ブロック塀等の種類	<input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> 塀+フェンス <input type="checkbox"/> 門柱
	面している避難路等の種類	<input type="checkbox"/> 道路法による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路 <input type="checkbox"/> 市管理道路 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	設置場所の確認	<input type="checkbox"/> 適法な場所に設置 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項の道路上に設置
工事予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日
工事予定金額		円

」に、

「

(3) ブロック塀等改修工事の見積書及び内訳書の写し

- (4) 工事内容を示した図面等
- (5) 補助対象者であることが確認できる書類
- (6) 同意書（様式第2号。申請者が第4条第1項第3号に掲げる者である場合を除く。）
- (7) 市税に滞納がないことを証する書類
- (8) 工程表（任意様式）
- (9) 建築計画概要書
- (10) その他市長が必要と認める書類

」を

「

- (3) ブロック塀等撤去工事の見積書及び内訳書の写し
- (4) 工事内容を示した図面等
- (5) 補助対象者であることが確認できる書類
- (6) 同意書（様式第2号。申請者が第4条第1項第3号に掲げる者である場合を除く。）
- (7) 工程表（任意様式）
- (8) 建築計画概要書
- (9) その他市長が必要と認める書類

」に

改める。

様式第2号中「㊤」を「印」に、「の撤去改修工事」を「撤去工事」に、「大和高田市ブロック塀等撤去改修工事」を「大和高田市ブロック塀等撤去工事」に改め、

「3 補助対象工事 ブロック塀等の撤去工事 軽量フェンス等の設置工事」を削る。

様式第3号中「ブロック塀等撤去改修工事補助金交付決定通知書」を「ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書」に、「ブロック塀等撤去改修工事補助金の」を「ブロック塀等撤去工事補助金の」に、「次のとおり」を「交付と」に、

「

1 交付決定内容

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事	<input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市	

2 交付の条件

」を

「

工事場所	大和高田市
交付の条件	

」に

改める。

様式第4号中「ブロック塀等撤去改修工事補助金不交付決定通知書」を「ブロック塀等撤去工事補助金不交付決定通知書」に、「ブロック塀等撤去改修工事補助金の」を「ブロック塀等撤去工事補助金の」に、

「

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事	<input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市	

」を

「

工事場所	大和高田市
------	-------

」に改める。

様式第5号中「ブロック塀等撤去改修工事変更届」を「ブロック塀等撤去工事変更届」に、

「

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事	<input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市	

」を

「

工事場所	大和高田市
------	-------

」に改める。

様式第6号中「ブロック塀等撤去改修工事中止届」を「ブロック塀等撤去工事中止届」に改め、「印」を削り、

「

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事	<input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市	

」を

「

工事場所	大和高田市
------	-------

」に改める。

様式第7号中「ブロック塀等撤去改修工事完了報告書」を「ブロック塀等撤去工事完了報告書」に改め、「印」を削り、

「

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事	<input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市	

」を

「

工事場所	大和高田市
------	-------

」に、

「ブロック塀等撤去改修工事の」を「ブロック塀等撤去工事の」に改める。

様式第8号中「ブロック塀等撤去改修工事補助金交付額確定通知書」を「ブロック塀等撤去工事補助金交付額確定通知書」に、「ブロック塀等撤去改修工事補助金の」を「ブロック塀等撤去工事補助

金の」に、

「

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事	<input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市	

」を

「

工事場所	大和高田市
------	-------

」に改める。

様式第9号中「ブロック塀等撤去改修工事補助金交付請求書」を「ブロック塀等撤去工事補助金交付請求書」に、「ブロック塀等撤去改修工事補助金の」を「ブロック塀等撤去工事補助金の」に、

「

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事	<input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市	

」を

「

工事場所	大和高田市
------	-------

」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

告示第15号

令和5年度後期高齢者医療保険料6期督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保医療グループ（医療担当）で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年2月26日

大和高田市長 堀内 大造

- この督促状の発送年月日
令和6年1月22日

- 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第16号

令和5年度市県民税第1期から第4期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住

所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年2月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和5年度市県民税 第1期 令和5年 9月26日

令和5年度市県民税 第2期 令和5年 9月26日

令和5年度市県民税 第3期 令和5年11月28日

令和5年度市県民税 第4期 令和6年 1月26日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第17号

令和5年度軽自動車税全期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年2月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和5年度軽自動車税全期分 令和5年7月27日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第18号

令和5年度国民健康保険税第3期～6期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年2月29日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
- | | |
|-----------------|------------|
| 令和5年度国民健康保険税第3期 | 令和5年10月24日 |
| 令和5年度国民健康保険税第4期 | 令和5年11月22日 |
| 令和5年度国民健康保険税第5期 | 令和5年12月22日 |
| 令和5年度国民健康保険税第6期 | 令和6年1月25日 |
- 2 送達を受けるべき者
 省略（市役所前掲示場掲示済）
- （注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます

公 告

公告第12号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和6年2月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市立病院 放射線システムハードウェア保守業務委託
2 委託業務場所	大和高田市立病院 放射線科サーバ室
3 委託業務期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 大和高田市 物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（電算業務）」の登録を有する者又は大和高田市立病院 物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務（医療機器・システム保守業務）」の登録を有する者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類

<p>申請</p>	<p>(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>①一般競争入札参加資格確認申請書</p> <p>②暴力団排除に関する誓約書</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和6年2月1日(木)から令和6年2月13日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課(持参の場合、病院の受付窓口にて医事課 医事グループ(情報システム担当)に訪問したい旨申し出て下さい。)</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和6年2月16日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)等の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。本件入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。(ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp)</p> <p>【問い合わせ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課 医事グループ(情報システム担当) TEL 0745-53-2901 FAX 0745-53-2908</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和6年2月20日(火) 午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送付先(FAX) FAX 0745-53-2908 大和高田市立病院 医事課 医事グループ(情報システム担当)</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和6年2月27日(火)午後5時までとし、FAXによ</p>

	り、本件入札参加資格を認めた者すべてに行います。
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和6年3月4日（月）。この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 医事課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望価格を消費税等抜きの金額で記載すること。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日 時 令和6年3月5日（火）16時</p> <p>(2) 場 所 大和高田市立病院 第1研究室（西館）</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
16 契約保証金	免除します。
17 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠します。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第13号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年2月16日

大和高田市長 堀内 大造

教育委員会

教育委員会告示第2号

大和高田市教育委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年2月15日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和6年2月22日（木）午後1時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 後援願いについて

第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第2号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年2月7日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和6年2月14日（水） 午前10時30分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

選挙管理委員会告示第3号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年2月22日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和6年3月1日（金） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

- 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
- 第2号 選挙人名簿の定時登録について
- 第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について
- 第4号 その他

監査委員

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を別紙のとおり公表します。

令和6年2月22日

大和高田市監査委員 田中 俊男
同 西川 繁和

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

農業委員会

農業委員会告示第2号

大和高田市農業委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年2月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和6年3月6日（水曜日）午後1時30分

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

- 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 第3号 その他

公営企業

上下水道事業告示第1号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和6年2月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名 東輝工業	2 代表者名 松井 利治	3 所在地 奈良県橿原市石原田町167番地の40
----------------	-----------------	-----------------------------

上下水道事業告示第2号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和6年2月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名 株式会社 NYS	2 代表者名 代表取締役 中尾 和樹	3 所在地 大阪府大阪市北区曾根崎 2丁目8番5号
--------------------	-----------------------	---------------------------------

上下水道事業公告第1号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和6年2月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 工事番号 高水契第44号
 - (2) 工 事 名 配水管布設替工事（S06）
 - (3) 工事場所 大和高田市 大中東町・内本町 地内
 - (4) 工事期間 契約締結日から令和6年7月31日（水）まで
 - (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
 - (6) 予定価格 23,670,000円（税抜き）

- (7) 設計金額 23,670,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 21,475,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。
- (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (9) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年2月1日（木） ～ 令和6年2月20日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年2月1日（木） ～ 令和6年2月20日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和6年2月14日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和6年2月16日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和6年2月7日（水） ～ 令和6年2月19日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和6年2月20日（火） 午前10時	大和高田市上下水道事業庁舎 2階 上下水道部水道工務課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当

該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部水道工務課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5番22号

大和高田市 上下水道部 水道工務課

TEL (0745) 52-3901

FAX (0745) 23-3850

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第2号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和6年2月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 高水契第45号

(2) 工事名 配水管布設替工事（S05）

(3) 工事場所 大和高田市 大中東町・西町・内本町 地内

(4) 工事期間 契約締結日から令和6年6月28日（金）まで

(5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり

(6) 予定価格 17,240,000円（税抜き）

(7) 設計金額 17,240,000円（税抜き）

(8) 最低制限比較価格 15,523,000円（税抜き）

(9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。

(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。

- (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。
- (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (9) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年2月1日（木） ～ 令和6年2月20日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年2月1日（木） ～ 令和6年2月20日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和6年2月14日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和6年2月16日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和6年2月7日（水） ～ 令和6年2月19日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和6年2月20日（火） 午前10時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 2階 上下水道部水道工務課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部水道工務課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合

は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5番22号

大和高田市 上下水道部 水道工務課

TEL (0745) 52-3901

FAX (0745) 23-3850

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)